

第21

禁止

特化則適用上の区分

特化則上の分類

特定化学物質の 名称		適用 第1号8 令別表第3	適用除外 別表第1 特化則 別表第2 特化則		特化則上の分類													
					A	B	C	D	D ₂	E	E ₂	F	G	H	I	J	K	L
					(第2条第1項第7号) 特定化学物質	(第2条第1項第1号) 第1類物質	(第2条第1項第2号) 第2類物質	(第2条第1項第3号) 特定第2類物質	(第2条第1項第3号の3) 特別有機溶剤等	(第2条第1項第4号) オーラミン等	(第2条の2第1項第1号イ) クロロホルム等	(第2条第1項第5号) 特定第2類物質等	(第2条第1項第6号) 管理第2類物質	(第3条第1項第1号イ) 第3類物質	(第3条第3号) 特別管理物質	(第5条第1項) 臭化メチル等	(第36条第3項) クロム酸等	
第1類物質	1	ジクロロベンジン及びその塩	1% 超			○	○									○		
	2	アルファ-ナフチルアミン及びその塩	1% 超			○	○									○		
	3	塩素化ビフェニル(別名 PCB)	1% 超			○	○											
	4	オルト-トリジン及びその塩	1% 超			○	○									○		
	5	ジアニシジン及びその塩	1% 超			○	○									○		
	6	ベリリウム及びその化合物	1% 超 (合金は3% 超)			○	○									○		
	7	ベンゾトリクロリド	0.5% 超			○	○									○		
第2類物質	1	アクリルアミド		1% 以下		○		○	○			○			○			
	2	アクリロニトリル		1% 以下		○		○	○			○			○			
	3	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基またはエチル基)		1% 以下		○		○					○					
	3の2	インジウム化合物		1% 以下		○		○					○			○		
	3の3	エチルベンゼン		1% 以下		○		○		○						○		
	4	エチレンイミン		1% 以下		○		○	○			○			○	○	○	
	5	エチレンオキシド		1% 以下		○		○	○			○			○	○	○	
	6	塩化ビニル		1% 以下		○		○	○			○			○	○		
	7	塩素		1% 以下		○		○	○			○			○			
	8	オーラミン		1% 以下		○		○		○		○				○		
	8の2	オルト-トリジン		1% 以下		○		○	○			○			○	○		
	9	オルト-フタロジニトリル		1% 以下		○		○					○					
	10	カドミウム及びその化合物		1% 以下		○		○					○					
	11	クロム酸及びその塩		1% 以下		○		○					○			○		○
	11の2	クロロホルム		1% 以下		○		○		○		○				○		
	12	クロロメチルメチルエーテル		1% 以下		○		○	○			○			○	○		
	13	五酸化バナジウム		1% 以下		○		○					○					
	13の2	コバルト及びその無機化合物		1% 以下		○		○					○			○		
	14	コールタール		5% 以下		○		○					○			○	○	
	15	酸化プロピレン		1% 以下		○		○	○			○			○	○	○	
	15の2	三酸化二アンチモン		1% 以下		○		○					○			○		
	16	シアン化カリウム		5% 以下		○		○					○					
	17	シアン化水素		1% 以下		○		○	○			○			○		○	
	18	シアン化ナトリウム		5% 以下		○		○					○					
	18の2	四塩化炭素		1% 以下		○		○		○		○				○		

製造許可

有害性
障害

〔「特化則上の分類」の欄の A ～ L の記号は本章の説明のため便宜的に付したものである〕

		特定化学物質の 名称	適用 第1号 第3号	適用除外 別表第1 別表第2		特化則上の分類													
						A	B	C	D	D ₂	E	E ₂	F	G	H	I	J	K	L
						(第2条第1項第7号) 特定化学物質	(第2条第1項第1号) 第1類物質	(第2条第1項第2号) 第2類物質	(第2条第1項第3号) 特定第2類物質	(第2条第1項第3号の3) 特別有機溶剤等	(第2条第1項第4号) オーラミン等	(第2条の2第1項第1号イ) クロロホルム等	(第4条第1項) 特定第2類物質等	(第2条第1項第5号) 管理第2類物質	(第2条第1項第6号) 第3類物質	(第13条) 第3類物質等	(第38条の3) 特別管理物質	(第5条第1項) 臭化メチル等	(第36条第3項) クロム酸等
第2類物質	18 の3	1,4-ジオキサン		1%以下		○		○		○		○					○		
	18 の4	1,2-ジクロロエタ ン		1%以下		○		○		○		○					○		
	19	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジ アミノジフェニルメタン		1%以下		○		○	○				○				○	○	
	19 の2	1,2-ジクロロプロ パン		1%以下		○		○		○		✕					○		
	19 の3	ジクロロメタン		1%以下		○		○		○		○					○		
	19 の4	ジメチル-2,2-ジ クロロビニルホス フェイト		1%以下		○		○	○				○				○	○	
	19 の5	1,1-ジメチルヒド ラジン		1%以下		○		○	○				○				○	○	
	20	臭化メチル		1%以下		○		○	○				○				○		○
	21	重クロム酸及びそ の塩		1%以下		○		○						○			○		○
	22	水銀及びその無機 化合物（硫化水銀 を除く）		1%以下		○		○						○					
	22 の2	スチレン		1%以下		○		○		○		○					○		
	22 の3	1,1,2,2-テトラク ロロエタン		1%以下		○		○		○		○					○		
	22 の4	テトラクロロエチ レン		1%以下		○		○		○		○					○		
	22 の5	トリクロロエチレ ン		1%以下		○		○		○		○					○		
	23	トリレンジイソシ アネート		1%以下		○		○	○				○				○		
	23 の2	ナフタレン		1%以下		○		○	○				○				○	○	
	23 の3	ニッケル化合物 （ニッケルカルボ ニルを除き、粉状 の物に限る）		1%以下		○		○						○			○		
	24	ニッケルカルボニル		1%以下		○		○	○				○				○	○	
	25	ニトログリコール		1%以下		○		○						○					
	26	パラ-ジメチルア ミノアゾベンゼン		1%以下		○		○	○				○				○	○	
	27	パラ-ニトロクロ ロベンゼン		5%以下		○		○	○				○				○		
	27 の2	砒素及びその化合 物（アルシン及び砒 化ガリウムを除く）		1%以下		○		○						○			○		
	28	弗化水素		5%以下		○		○	○				○				○		
	29	ベータ-プロピオ ラクトン		1%以下		○		○	○				○				○	○	
	30	ベンゼン		1%以下 （容量）		○		○	○				○				○	○	

特化則適用上の区分

		特定化学物質の 名称	適用 第1号8 令別表第3	適用除外 特化則 別表第1 別表第2 特化則 別表第3	特化則上の分類													
					A	B	C	D	D ₂	E	E ₂	F	G	H	I	J	K	L
					(第2条第1項第7号) 特定化学物質	(第2条第1項第1号) 第1類物質	(第2条第1項第2号) 第2類物質	(第2条第1項第3号) 第2類物質	(第2条第1項第3号) 特別有機溶剤等	(第2条第1項第4号) オーラミン等	(第2条の2第1項第1号イ) クロロホルム等	(第4条第1項) 特定第2類物質等	(第2条第1項第5号) 管理第2類物質	(第2条第1項第6号) 第3類物質	(第13条) 第3類物質等	(第38条の3) 特別管理物質	(第5条第1項) 臭化メチル等	(第36条第3項) クロム酸等
第2類物質	31	ペンタクロルフエノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩		1%以下	○		○						○					
	31の2	ホルムアルデヒド		1%以下	○		○	○				○			○	○	○	
	32	マゼンタ		1%以下	○		○			○		○				○		
	33	マンガン及びその化合物		1%以下	○		○					○						
	33の2	メチルイソブチルケトン		1%以下	○		○		○		○					○		
	34	沃化メチル		1%以下	○		○	○				○			○			
	34の2	溶解ヒューム		1%以下	○		○					○						
	34の3	リフラクトリーセラミックファイバー		1%以下	○		○					○				○		
	35	硫化水素		1%以下	○		○	○				○			○			
36	硫酸ジメチル		1%以下	○		○	○				○				○			
第3類物質	1	アンモニア		1%以下	○									○	○			
	2	一酸化炭素		1%以下	○									○	○			
	3	塩化水素		1%以下	○									○	○			
	4	硝酸		1%以下	○									○	○			
	5	二酸化硫黄		1%以下	○									○	○			
	6	フェノール		5%以下	○									○	○			
	7	ホスゲン		1%以下	○									○	○			
	8	硫酸		1%以下	○									○	○			
その他	1,3-ブタジエン等		1%を超えるもの	製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業に適用される（特化則第38条の17）。														
	硫酸ジェチル等		1%を超えるもの	触媒として取り扱う作業に適用される（特化則第38条の18）。														
	1,3-プロパンスルトン等		1%を超えるもの	製造し、又は取り扱う作業に適用される（特化則第38条の19）。														

(注) 1 「適用」・「適用除外」欄は「ベンゼン」は容量パーセント、ベンゼン以外は重量パーセントである。

2 「適用」の欄は、「○○超」、「△△以下」と表示されているが、令別表第3第1号8には「○○を超えて含有する製剤その他のもの」と規定されており、一方、特化則別表第1及び第2には「……ただし、□□の含有量が……△△以下のものを除く」と規定されるため表現を異にしたものである。要するに当該物質または当該物質を表示されているパーセントを超えて含有する製剤その他のものが特化物として適用されることになる。

3 特化則のなかで「……等」と総称されているものについては次のとおり。

① 「コバルト等」(第2条の2第2号)、「酸化プロピレン等」(同第3号)、「三酸化ニアンチモン等」(同第5号)、「ナフタレン等」(同第7号)、「リフラクトリーセラミックファイバー等」(同第8号)、「塩素化ビフェニル等」(第3条第1項)、「ベリリウム等」(第3条第2項)、「インジウム化合物等」(第38条の7)、「エチレノキサイド等」(第38条の10)、「硫酸ジェチル等」(第38条の18)および「1,3-プロパンスルトン等」(第38条の19)は、当該物と当該物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他のものの総称である。

② 「ベンゼン等」(第5条第1項)は、ベンゼンとベンゼンをその容量の1%を超えて含有している製剤その他のものの総称である。

③ 「1,3-ブタジエン等」(第38条の17)は、1,3-ブタジエン若しくは1,4-ジクロロ-2-ブテン又はそれらのものをその重量の1%を超えて含有している製剤その他のものの総称である。

④ 「ジクロロベンジン等」(第50条第1項)は、ジクロロベンジン及びその塩、アルファ-ナフチルアミン及びその塩、塩素化ビフェニル(別名PCB)、オルト-トリジン及びその塩、ジアニジン及びその塩またはこれらをその重量の1パーセントを超えて含有している製剤その他のもの、またはベンゾトリクロリド及びペンゾトリクロリドをその重量の0.5パーセントを超えて含有している製剤その他のものの総称である。

特定化学物質障害予防規則による規制内容一覧

分類			令区分	製造禁止物質								第1類物質							第2類物質												
				1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	3の2	3の3	4	5	6	7	8			
法令	物質名			規制内容	黄りんマツチ	ベンジジン及びその塩	4-アミノジフェニル及びその塩	石綿（石綿分析試料等を除く）	4-ニトロジフェニル及びその塩	ビス（クロロメチル）エーテル	ペーテナフチルアミン及びその塩	ベンゼンゴムのり		ジクロロベンジジン及びその塩	アルファナフチルアミン及びその塩	塩素化ビフェニル（PCB）	オルトトリジン及びその塩	ジアニジン及びその塩	ペリリウム及びその化合物	ペンゾトリクロリド	アクリルアミド	アクリロニトリル	アルキル水銀化合物	インジウム化合物	エチルベンゼン	エチレンジイミン	エチレンオキシド	塩化ビニル	塩素	オーラミン	
	規制内容																														
労働安全衛生法	55	製造等の禁止			○	○	○	○	○	○	○	○																			
	56	製造の許可												○	○	○	○	○	○	○											
	57～57の3	表示等・通知・リスクアセスメント												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	59	労働衛生教育（雇入れ時）												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	67	健康管理手帳	対象			○		○		○	○						○	○	○										○		
			要件		3ヵ月		注1		3年	3ヵ月						3ヵ月	注1	3年										4年			
特定化学物質障害予防規則	3	第1類物質の取扱い設備												○	○	○	○	○	○												
	4	特定第2類物質等の製造等に係る設備	密閉式																		○	○					○	○	○	○	○
			局排																		○	○					○	○	○	○	○
			プッシュプル																			○	○					○	○	○	○
	5	特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備	密閉式																		○	○	○	○			○	○	○	○	○
			局排																		○	○	○	○			○	○	○	○	○
			プッシュプル																			○	○	○	○			○	○	○	○
	7	局排の性能												制	制	0.01mg	制	制	0.001mg	0.05cl	0.1mg	2cl	0.01mg	制		0.05cl	15mg/211lit	2cl	0.5cl	制	
	9、12	用後処理装置の設備	除じん											○	○	○	○	○	○						○						○
			排ガス																												
			排液																					○							
			残さい物処理																					○							
	12の2	ばら等の処理												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	
	第4章	漏えいの防止																			○	○				○	○	○	○		
	21	床の構造												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	24	立入禁止の措置												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
	25	容器等												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
	27	特定化学物質作業主任者の選任												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有	○	○	○	○	○
	36	作業環境測定	実施											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			記録の保存											30	30	3	30	30	30	30	3	3	3	30	30	30	30	3	30	30	
	36の2	作業環境測定の結果の評価		実施												○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	
				記録の保存											3			30	30	3	3	3		30	30	30	30	3			
	37	休憩室												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	38	洗浄設備												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	38の2	喫煙等の禁止												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	38の3	掲示												○	○		○	○	○						○					○	
	38の4	作業記録												○	○		○	○	○						○	○	○	○			○
	第5章の2	特別規定														○									○			○			
	39・40	健康診断	雇入、定期			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○*	○	○	○	○	○	○	○	○	§	○	○	○	○
配転後				○			○	○		○	○		○	○		○	○						○	○		○		○	○		
記録の保存				5	5		5	5	5	30	30	5	30	30	30	30	5	5	5	5	5	5	30	30	30	5	30	5	30		
42	緊急診断												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
53	記録の報告												○	○		○	○	○						○	○	○	○			○	

分類			第2類物質														第3類物質													
			27 2 2	28	29	30	31	31 2 2	32	33	33 2 2	34	34 2 2	34 3 3	35	36	1	2	3	4	5	6	7	8	—	—				
法令	令区分	物質名	規制内容	パラニトロクロルベンゼン	砒素及びその化合物	非化水素	ベータープロピオラクトン	ベンゼン	のペンタトリウム塩	ホルムアルデヒド	マゼンタ	マンガン及びその化合物	メチルイソブチルケトン	沃化メチル	溶接ヒューム	リフラクトリーセラミックファ	硫化水素	硫酸ジメチル	アンモニア	一酸化炭素	塩化水素	硝酸	二酸化硫黄	フェノール	ホスゲン	硫酸	アクロレイン	硫化ナトリウム		
労働安全衛生法	55	製造等の禁止																												
	56	製造の許可																												
	57～57の3	表示等・通知・リスクアセスメント		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	59	労働衛生教育（雇入れ時）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
67	健康管理手帳	対象		○																										
		要件		注1																										
特定化学物質障害予防規則	3	第1類物質の取扱い設備																												
	4	特定第2類物質等の製造等に係る設備	密閉式	○		○	○	○		○	○			○			○	○												
			局排	○		○	○	○		○	○			○			○	○												
			ブッシュプル	○		○	○	○		○	○			○			○	○												
	5	特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備	密閉式	○	○	○	○	○	○		○		○		○		○	○	○											
			局排	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○											
			ブッシュプル	○	○					○	○		○		○		○	○	○											
	7	局排の性能		0.6mg	0.003mg	0.5cm ³	0.5cm ³	1cm ³	0.5mg	0.1cm ³	制	0.05mg		2cm ³		0.3本/cm ³	1cm ³	0.1cm ³												
	9～12	用後処理装置の設備	除じん	○	○				○		○	○				○												○		
			排ガス			○											○	○												
			排液							○											○	○							○	
			残さい物処理																											
	12の2	ほろ等の処理		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	第4章	漏えいの防止		○		○	○	○		○				○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	21	床の構造		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	24	立入禁止の措置		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
25	容器等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
27	特定化学物質作業主任者の選任		○	○				○	○	○	○	○	有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
36	作業環境測定	実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○												
		記録の保存	3	30	3	30	30	3	30	30	3	30	3	3	30	3	3													
36の2	作業環境測定の結果の評価	実施	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○												
		記録の保存	3	30	3	30	30	3	30		3	30	3	3	30	3	3													
37	休憩室		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○													
38	洗浄設備		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													
38の2	喫煙等の禁止		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○													
38の3	掲示			○		○	○		○	○		○			○															
38の4	作業記録			○		○	○		○	○		○			○		○													
第5章の2	特別規定								○		○		有 有機則の準用			○	○													
39・40	健康診断	雇入、定期	○	○	○	○	○	○	§	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
		配転後		○		○	○			○						○														
		記録の保存	5	30	5	30	30	5	5	30	5	30	5	5	5	30	5	5												
42	緊急診断		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
53	記録の報告			○		○	○			○	○		○			○														

表 5-7 特別有機溶剤等に係る有機溶剤中毒予防規則の準用整理表

条文		内容	特別有機溶剤等 (特別有機溶剤 の含有量が1% 超)	特別有機溶剤等 (特別有機溶剤 の含有量が1% 以下) (注)
第1章 総則	1	定義	●	●
	2	適用除外 (許容消費量)	● (※1)	● (※3)
	3・4	適用除外 (署長認定)	● (※2)	● (※4)
第2章 設備	5	第1種有機溶剤等, 第2種有機溶剤等に係る設備	●	
	6	第3種有機溶剤等に係る設備	●	
	7～13の3	第5条, 第6条の措置の適用除外	●	
第3章 換気装置の 性能等	14～17	局所排気装置等の要件	●	
	18	局所排気装置等の稼働時の要件	●	
	18の2・ 18の3	局所排気装置等の稼働の特例許可	●	
第4章 管理	19・19の2	作業主任者の選任, 職務	×	
	20～23	定期自主検査, 点検, 補修	●	
	24	掲示	●	
	25	区分の表示	●	
	26	タンク内作業	●	
	27	事故時の退避等	●	
第5章 測定	28～28の4	作業環境測定	● (※5・6)	● (※6)
第6章 健康診断	29～30の3	健康診断	● (※5・7)	● (※7)
	30の4	緊急診断	×	
	31	健康診断の特例	● (※5)	●
第7章 保護具	32～34	送気マスク等の使用, 保護具の備え付け等	●	
第8章 貯蔵と空容 器の処理	35・36	貯蔵, 空容器の処理	×	
第9章 技能講習	37	有機溶剤作業主任者技能講習	● (特化則第27条により適用)	

(注) 特別有機溶剤及び有機溶剤の含有量の合計が重量の5%を超えるものに限る。

※1 第2章, 第3章, 第4章 (第27条を除く。), 第7章について適用除外

※2 第2章, 第3章, 第4章 (第27条を除く。), 第5章, 第6章, 第7章及び特化則第42条第2項について適用除外

※3 第2章, 第3章, 第4章 (第27条を除く。), 第7章及び特化則第27条について適用除外

※4 第2章, 第3章, 第4章 (第27条を除く。), 第5章, 第6章, 第7章及び特化則第27条, 第42条第2項について適用除外

※5 特別有機溶剤及び有機溶剤の含有量が5%以下のものを除く。

※6・7 作業環境測定に係る保存義務は3年間, 健康診断に係る保存義務は5年間。